

平成30年度 歳末たすけあい募金（地域交流事業）助成要領

1. 目的

市民から寄せられた募金を活用し、市内の福祉施設等が行事等の開催を通じて地域住民との交流を深め、ともに地域をつくる人や団体を支援することによりだれもが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指すことを目的とします。

2. 助成対象となる団体・施設

以下に示すもののうち、白山市内にその所在が認められるものとしします。

- (1) 障害者関係の施設
- (2) 高齢者関係の施設
- (3) NPO法人
- (4) 地区社協
- (5) その他、地域福祉に資する団体

3. 助成対象とならない団体

次に該当する団体・事業は、助成の対象となりません。

- (1) 団体設立後、1年を経過しない団体等
- (2) 国又は地方公共団体が経営している事業
- (3) 政治、宗教等の運動の手段として行われている事業
- (4) 営利を目的としている団体及び事業
- (5) 助成金以外の財源で実施することが適当と認められる事業

4. 助成対象となる事業

助成対象となる団体等が年末年始（12月1日～2月28日）に開催する事業で、かつ地域住民との交流が図られると認められるものとしします。ただし、法人合同での開催の場合、1つの事業とみなします。また、人件費や備品の購入は対象になりません。

例)

- ・多世代が参加する餅つき大会やクリスマス会等
(地域住民が参加できるもの)
- ・おせち料理などの配食、会食会
- ・地域住民と施設利用者との交流事業
- ・高齢者同士の交流事業

5. 事業の実施期間

平成30年12月1日から平成31年2月28日までに実施する事業

6. 助成金額

事業の助成金は5万円を上限としますが、募金総額によって減額になる場合がありますのでご了承ください。

7. 申請期間

平成30年11月1日（木）～11月22日（木）

8. 助成の決定

助成先及び助成額は、白山市共同募金委員会運営委員会及び審査委員会で決定するものとします。

9. 事業の報告

事業完了後、助成事業実績報告書を提出してください。その際、事業内容記載のパンフレット、写真、領収書のコピー等を提出してください。

10. 助成の取消処分

助成を受けた者が、助成金を申請事業以外に使用した場合は、助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

11. その他

事業を実施する際には、歳末たすけあい募金の助成を受けて実施している旨を資料やチラシに表記し、周知願います。

12. 問い合わせ・申請先

石川県共同募金会白山市共同募金委員会

白山市倉光八丁目16番地1（白山市社会福祉協議会 内）

TEL 076（276）3151

FAX 076（276）4535